

京都市訓令甲第34号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第11号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)